

# 市町村農業振興地域整備計画の変更の概要について

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」）第8条により、国の定める基本指針及び大阪府農業振興地域整備基本方針（平成30年9月変更）に基づいて、優良農地の確保・保全、及び農業振興の各種施策の計画的実施などを目的に、概ね10年先を見据えて農業振興地域を有する市町村が定めるもの。

計画の変更は、農振法第12条の2による基礎調査に基づき5年に一度行われ、府内では21市町村において計画が策定されている。

## 【平成30年度に計画を変更した市町村】

市町村	計画変更日	農用地区域確保の目標面積 (ha)		増減 (ha)	増減の要因
		変更前	変更後		
茨木市	H31.2.1	408	404	▲ 4	4道路整備（新名神）
泉佐野市	H31.2.8	260	256	▲ 4	指定要件を満たさなくなったため（周辺都市化の進展による）
河内長野市	H30.5.22	174	177	3	3ほ場整備事業の実施
河南町	H30.6.25	346	343	▲ 3	3道路整備（府道等）

※（参考）大阪府全体の農用地面積の推移及び目標値

平成29年末農用地面積（荒廃農地除く）

4,770ha

平成28年末農用地面積（荒廃農地除く）

4,764ha

大阪府農業振興地域整備基本方針における平成37年度目標面積（農用地）

4,584ha



## ○農業振興地域の整備に関する法律（一部抜粋）

昭和44年7月1日

法律第58号

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

**第八条** 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

**2** 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

二の二 農用地等の保全に関する事項

三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項

四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの

六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

**3** 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。

4 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。)について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

# 農業振興地域整備計画とは

農業振興地域整備計画は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画です。

## ● 農用地利用計画

- 農用地区域の設定  
今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地
- 農用地区域内の農業上の用途の指定  
農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地

## ● 農業振興のマスタープラン

- 農業生産基盤の整備・開発  
農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の整備の方向・具体的な事業の種類
- 農用地等の保全  
農地の保全のための農業生産基盤の整備開発及び機能低下防止活動の方向・具体的な事業及び活動の種類
- 農業経営の規模の拡大等  
農用地等の流動化、農作業の受委託、農作業の共同化等の誘導方向・具体的な事業及び活動の種類
- 農業の近代化のための施設の整備  
農業生産から流通加工に至る一体的な施設整備の方向・具体的な施設の種類
- 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備  
技術取得・情報提供等の施設の整備の方向・具体的な施設の種類
- 農業従事者の安定的な就業の促進  
(農業経営の規模の拡大と相まって推進)  
農業従事者の安定的な就業の方向・具体的な施設の種類
- 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備  
良好な生活環境を確保するための施設の整備の方向・具体的な施設の種類



優良農地の確保・地域農業の振興

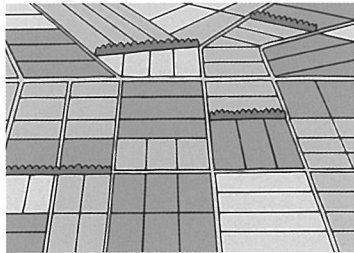
# 農用地区域とは

農用地区域は、市町村がおおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画において定めた区域です。

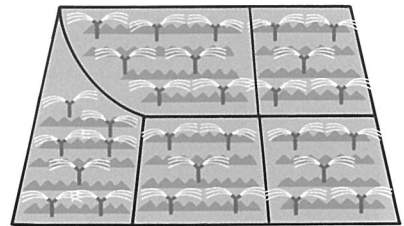
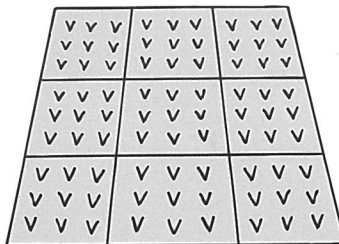
## 農用地区域に設定すべき土地

次のような土地は、農用地区域に設定することとなります。

### ① 10ha以上の集团的農用地

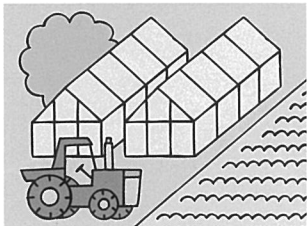


### ② 土地改良事業等の対象地



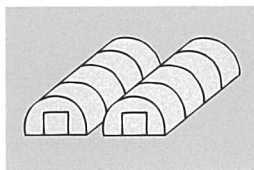
### ③ 農業用施設用地

(2ha以上のもの又は①、②に隣接するもの)

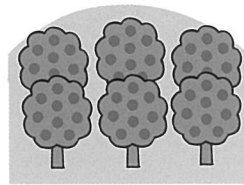


### ④ 地域の農業振興を図る観点から農用地区域に含める必要がある土地

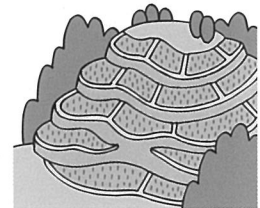
野菜団地



果樹団地



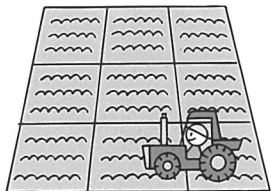
棚田



## 農用地区域内の土地の用途区分

農用地区域内の土地については以下の農業上の用途が指定されます。

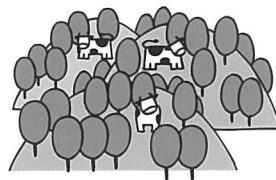
### ① 農地



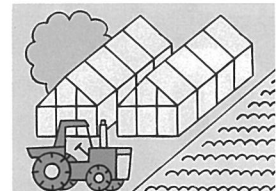
### ② 採草放牧地



### ③ 混牧林地



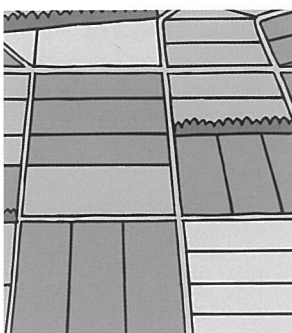
### ④ 農業用施設用地



## 特別な用途の指定

当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要と認められるときは、農用地区域内の農業上の用途を更に細分化して特例の用途を指定することができます。

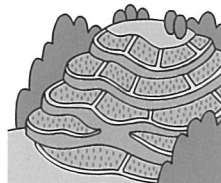
### 農地



高生産性農業区域

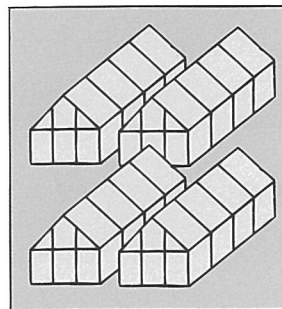


市民農園区域

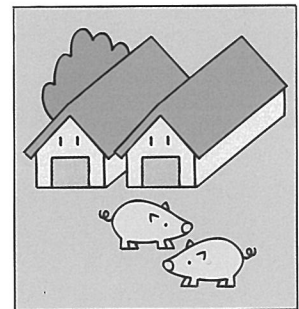


棚田

### 農業用施設用地



温室団地



養豚団地

## 平成 30 年度おおさか農政アクションプラン評価・点検部会 議事概要

日 時 平成 30 年 8 月 3 日 (金) 10:00～12:00  
場 所 大阪赤十字会館 402 会議室  
出席委員 増田委員、藤田委員、和田委員

## 内 容

## 1 事務局説明

- 平成 29 年度アクションプランの進捗状況について

## 2 委員の主な意見

- 主力野菜の供給量が減っているが、農協出荷は全国的にも減っており、重量ベースだけで把握するのは難しいのではないかと。
- ハートフルアグリについて、テレワークなど、IT を用いて、家の中から農業と関わられるような省力的な発想、ソフト面の転換を考えるべき。
- 大阪産（もん）のホームページの閲覧数が減少しているが、今は SNS が主流で、ホームページやメールを見ない人も多い。閲覧数という考え方は見直しを検討する必要がある。
- 大阪の食や農業は、インバウンドをターゲットにすることで、ビジネスチャンスになる。インバウンドも指標に入れることを検討してはどうか。
- 「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を改正したが、その内容を本アクションプランにも反映させるべき。
- 評価・課題に分析をどう書き込んでいくかが今日の一番大きな視点。個別の指標については、どのように質を追求していくべきか、項目ごとに議論が必要。時代の移り変わりが速いので、KPI 指標の見直しも必要になってくる。

ひと もの 空間

- 将来像『府民とともに未来へつむぐ豊かな「農」』を実現していくため、府民生活で農業・農空間が将来にわたって果たしていく役割に着目し、【しごと】【くらし】【地域】の3つをテーマとして、目指す方向性と10年後の姿を設定
- 旧おおさか農政アクションプランで『ひと』『もの』『空間』の3つの柱を対象に進めてきた施策を有機的に結びつけることで、より府民に分かりやすく、効果的な施策の推進を図る。
- 本プランは都市農業振興基本法（H27.4施行）に基づく府地方計画として位置づけ（平成29年8月策定 計画期間H29～H33）

1. 【しごと】 農業でかっこよく働こう！

2. 【くらし】 農でくらしを愉しもう！

3. 【地域】 農空間をみんなで活かそう！

## プランの内容と10年後の姿・5年後の目標

の囲み内は5年後の目標

### 【しごと】 農業でかっこよく働こう！

－「重要な産業」としての大阪農業の振興－

<10年後の姿>

農業経営体の販売額の増加 40億円 (200→240億円)

#### (1)ビジネスマインドを持つ農業者の育成

経営向上意欲の高い農業者を対象とした集中的な取組み、農業者の経営能力強化支援（大阪アグリアカデミア、戦略型人材マッチングなど）、農業経営の法人化の支援など

経営改善意欲の高い農業者の平均販売金額の3割増加

#### (2)農業を新たな「仕事」にできる機会の拡大

新規就農者の参入促進と定着の取組み（新規就農村など）、企業参入のトータルサポート、準農家制度の推進、ハートフルアグリ（障がい者雇用）の促進など

新規就農者80人・準農家90人・企業30事業者の参入

#### (3)農業ビジネスを加速させる技術開発・普及・農地利用の促進

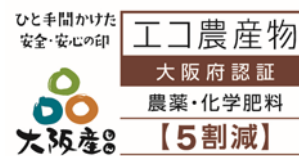
革新的農業技術の開発・普及、担い手に農地の利用集積ができる仕組みづくり、農地中間管理事業を活用した農地貸借の促進など

革新的な新技術の現地立証 5技術以上  
高収益型農業を実現するための農地の確保 80ha

#### (4)地産地消を支える農業者の育成と生産の振興

大阪版認定農業者の育成、高品質な農産物の安定供給、エコ農産物等の生産振興、きめ細やかな基盤整備や農業施設のファシリティマネジメントの推進など

主力野菜の供給量の増加 412t  
エコ農産物の栽培面積の増加 43ha  
水利施設の健全化 受益農地面積 1,150ha



#### (5)大阪産（もん）の全国ブランドとしての流通や海外販売

6次化サポートセンターを活用した商品開発、販路開拓にチャレンジする農業者支援、戦略品目の生産・マーケティング・販売が一体となったブランド展開（GAPの導入を含む）など

戦略品目（泉州水なす）の首都圏向け出荷量の増加 20t  
6次産業化等に関する市町村戦略数 10件



### 【くらし】 農でくらしを愉しもう！

－農を身近に感じ愉しめる機会の充実－

<10年後の姿>

府民が大阪産（もん）に直接ふれられる拠点数の増加 242件 (470→712件 直売所及び販売所)

#### (1)農を知る機会の充実

HPやFacebookでの効果的な情報発信やイベント開催など大阪産（もん）を知る機会の充実、出張教室や子どもたちへの農業体験・食育など農業・農空間の多面的機能を知り、学ぶ機会の充実など

大阪産（もん）Facebook発信 年間120回以上  
HPビュー数 月平均1,000ビュー増加  
農業・農空間について学ぶ学校等の数 100件



#### (2)大阪産（もん）を食べる機会の充実

地元産農産物の物語性や個性の紹介、レストランの併設やイベント開催などによる農産物直売所の魅力向上、量販店や駅ナカ、マルシェなど府民に身近な購入場所と機会の提供、大阪産（もん）を味わえる飲食店の増加など

農産物直売所利用者数の増加 42万人  
大阪産（もん）ロゴマーク  
使用許可件数（販売者数）の増加 107件



#### (3)農業・農空間での交流・体験機会の充実

交流活動や農業体験の拠点などJA等の直売所を活用した交流機会の充実、農家による市民農園、体験農園等の開設促進など農業・農空間を愉しみ、交流する農園等の充実

直売所での消費者と生産者の  
交流事例の増加 5事例以上



### 【地域】 農空間をみんなで活かそう！

－大阪農空間の多様な機能の発揮促進－

<10年後の姿>

地域の特色を活かした農空間づくりを全市町村で実施 (28→43市町村)

#### (1)農業・農空間での活動に参加しやすい仕組みづくり

府民が農業・農空間を愉しみ、交流するプログラムの発信や相談窓口の設置、農業ボランティアなど農を活かした活動機会の充実、企業のCSR活動のフィールド提供、活動団体同士の交流等、気軽に参加できるプラットフォームづくり

農空間づくりに参加する府民の増加 6,000人

#### (2)農を活かした地域づくりの推進

地域協働や府民協働による多面的機能の保全・活用、遊休農地対策とあわせた集落機能の維持・活性化、農空間保全地域制度の充実など、農を活かした地域協働活動の推進

協働活動に取り組む地区数の増加 10地区

#### (3)地域力による安全安心の確保

ため池防災・減災アクションプランに基づくハザードマップの作成や低水位管理、治水活用、耐震診断、防災農地登録制度、農業用水を災害時に活用する防災水利協定、地籍調査の推進

ため池のハザードマップの作成などの  
ソフト対策の取組割合 30%増



### <PDCAサイクルによるプランの進行管理>

- 大阪府農業振興地域整備審議会に有識者の部会を設置して、毎年度、各取組の「5年後の目標」に対する実績を評価し、必要に応じて改善・計画の見直しを行う。
- 評価にあたっては、「10年後の姿」に対する各施策の有効性も併せて検証する。



1. 農業でかつよく働こう！

【10年後の姿】 農業経営体の販売額の増加40億円(200億円 → 240億円、年2%増加)

【しごと】

施策項目	各個別取組及び評価	29	30	31	32	33	5年後の目標	29年度目標	進捗状況	評価	担当グループ	
(1)ビジネスマインドを持つ農業者の育成	①経営向上意欲の高い農業者を対象とした集中的な取組 ②農業者の経営能力強化支援 ③農業経営の法人化の推進 ④関係機関と連携した経営能力の強化 ⑤農業者のネットワーク活動の推進 ⑥優良事例の発信による経営能力向上の意識啓発	◎ ○ ○ ◎ ◎ ◎					①経営改善意欲の高い農業者の平均販売額の3割増加	①販売額目標設定者数150人	①157人	◎	経営強化	
(2)農業を新たな「仕事」にできる機会の拡大	①新規就農者の参入促進と定着に向けた取組 ②企業参入のトータルサポート ③準農家制度のさらなる推進 ④女性農業者の活躍推進 ⑤ハートフルアグリ促進 ⑥「仕事」としての大阪農業の魅力発信	◎ ○ ◎ ○ △ ○					①新規就農者80人の参入 ②準農家90人の参入 ③企業30事業者の参入	①16人 ②18人 ③6事業者	①17人 ②19人 ③6事業者	①◎ ②◎ ③○	経営強化	
(3)農業ビジネスを加速させる技術開発・普及・農地利用の促進	①革新的農業技術の開発 ②革新的農業技術の普及 ③農地の利用集積できる仕組みづくり ④農地中間管理機構を活用した農地貸借の推進	○ ○ ◎ ◎					①革新的な新技術の現地検証 5技術以上(1技術以上/年) ②高収益型農業を実現するための農地の確保 80ha	①1技術 ②13.5ha	①1技術 ②19.5ha	①○ ②◎	地産地消推進 計画指導 農空間整備	
(4)地産地消を支える農業者の育成と生産の振興	①大阪版認定農業者の育成による大阪産(もん)の供給量拡大 ②大阪の食・文化を支える高品質な農産物の安定供給 ③人・農地プランの策定等を通じた地域振興 ④安全・安心で環境にやさしいエコ農産物等の生産振興 ⑤農産物の生産を支える農業施設ファンリティマネジメントの推進 ⑥きめ細やかな基盤整備の推進	◎ △ ○ ◎ ○ ◎					①主力野菜の供給量の増加 412t ②安全安心な農作物の栽培面積の増加 43ha ③大阪産(もん)の供給を支える水利施設の健全化 受益農地面積 1,150ha	①156t ②25ha ③10ha	①-612t ②30ha ③10.4ha	①△ ②◎ ③○	地産地消推進 経営強化 病害虫防除 計画指導 農空間整備	
(5)大阪産(もん)の全国ブランドとしての流通や海外販売	①6次産業化サポートメンバーを活用した商品開発・経営改善 ②販路開拓にチャレンジする農業者支援 ③戦略品目を定め、生産とマーケティング、販売が一体となったブランド展開 ④農地から消費地までのきめ細かい流通システムの構築	◎ ◎ ◎ ◎					①戦略品目(泉州水なす)の首都圏向け出荷量の増加 20t ②6次産業化等に関する市町村戦略数 10件	①4t ②6件	①25t ②7件	①◎ ②◎	地産地消推進 産業連携	
総評							概ね計画どおりに進んでいる。今後も同様に推進を図っていく					

2. 農でくらしを愉しもう！

【10年後の姿】 府民が大阪産(もん)に直接ふれられる拠点数の増加 470件 ⇒ 712件

【くらし】

施策項目	各個別取組及び評価	29	30	31	32	33	5年後の目標及び進捗状況	29年度目標	進捗状況	評価	担当グループ	
(1)農を知る機会の充実	①大阪産(もん)を知る機会の充実 ②農業・農空間の多面的機能を知り、学ぶ機会の充実	○ ◎					①大阪産(もん)fecabook 配信 年間120回以上 ②大阪産(もん)HPビュー数 1,000ビュー/月増 ③農業・農空間について学ぶ学校の数 100件	①120回 ②200 ③90件	①158回 ②-2444 ③94件	①◎ ②△ ③◎	計画指導 ブランド戦略推進	
(2)大阪産(もん)を食べる機会の充実	①農産物直売所の魅力向上 ②府民に身近な購入場所と機会の提供 ③大阪産(もん)を味わえる飲食店の増加	▲ ◎ ○					①農産物直売所利用者数の増加 42万人 ②大阪産(もん)ロゴマーク使用許可件数の増加 107件	①8万人 ②22件	①調査中 ②35件	①▲ ②◎	地産地消推進 ブランド戦略推進	
(3)農業・農空間での交流・体験機会の充実	①JA等の農産物直売所を通じた交流機会の充実 ②農業・農空間を愉しみ、交流する農園等の充実	○ ○					①直売所での消費者と生産者との交流事例の増加 5事例以上(1事例以上/年)	①1地区	①1地区	○	地産地消推進 経営強化	
総評							概ね計画どおり進んでいる。今後も同様に推進を図っていく。					

3. 農空間をみんなで活かそう！

【10年後の姿】 地域の特徴を活かした農空間づくりの実施 28市町村 ⇒ 43市町村

【地域】

施策項目	各個別取組及び評価	29	30	31	32	33	5年後の目標及び進捗状況	29年度目標	進捗状況	評価	担当グループ	
(1)農業・農空間での活動に参加しやすい仕組みづくり	①農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり	○					①農空間づくりに参加する府民の増加 6,000人	①1000人	①987人	○	計画指導	
(2)農を活かした地域づくりの推進	②農を活かした地域協働活動の推進	◎					①協働活動に取り組む地区数の増加 10地区	①2地区	①6地区	◎	計画指導	
(3)地域力による安全安心の確保	③地域力による安全安心の確保	◎					①ため池のハザードマップ作成などのソフト対策取組割合 30%増	①6%増	①11%増	◎	農空間整備	
総評							概ね計画どおり進んでいる。今後も同様に推進を図っていく。					



### 現行制度及び改正趣旨

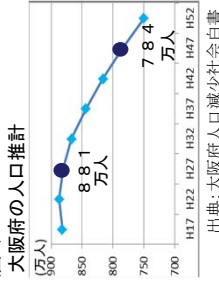
#### 現行制度の概要

- ◆ 「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」により「農空間保全地域制度」を定め、平成20年4月から運用。
- ◆ 守るべき農地を「農空間保全地域」として明示し、農空間の保全と活用に関する施策を実施するとともに、点在する遊休農地一筆ごとの解消を行い、平成28年度末までに、635haの遊休農地解消及びその発生抑制を行った。

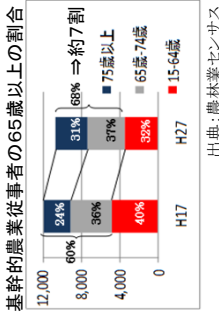
#### 課題

- ◆ 今後、超高齢化、人口減少社会を迎え、農業の担い手が加速的に減少し、より多くの農地の遊休化が懸念され、現行制度の遊休農地一筆ごとの解消では、計画的な農地利用を図ることができない。

(図1) 大阪府の人口推計



(図2) 基幹的農業従事者の65歳以上の割合



(図3) 経営耕地での後継者の状況



### 改正の概要

#### 【現行制度】（遊休農地一筆ごとの利用促進）

府が、相当程度の遊休農地等が存在する区域を遊休農地解消対策区域として指定し、当該区域内の遊休農地一筆ごとの利用促進のための方策（自己耕作再開の働きかけ、地域力の活用、農地賃借の推進、景観作物などの栽培）を、市町村や農業委員会、農業協同組合などと共に検討する。

府は、市町村等と連携し、その方策に取組み、遊休農地等の解消を図る。

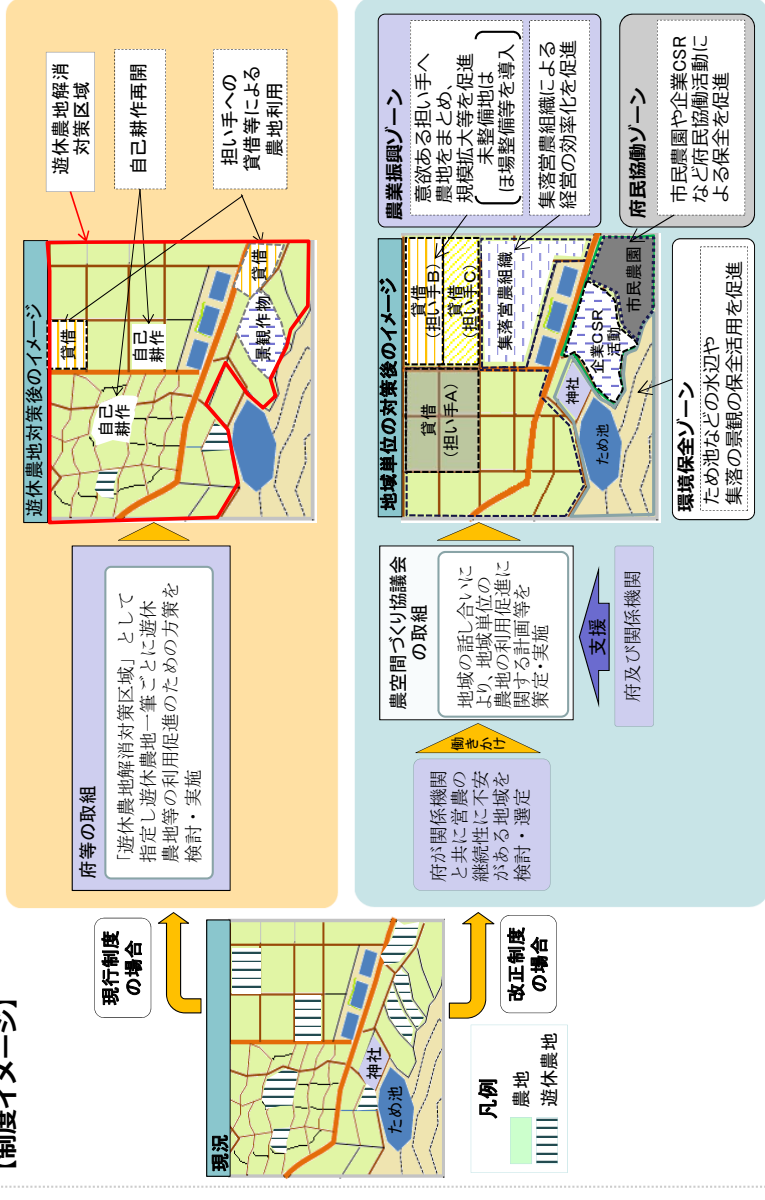
#### 【改正制度】（地域単位での農地の利用促進）

府が、営農の継続性に不安がある地域等を把握し、その地域に対し農地利用の促進を図るよう市町村や農業委員会、農業協同組合などと共に、働きかけを行う。

農家や地域住民で構成される農空間づくり協議会が主体となり、地域で話し合うことにより、地域単位の農地の利用促進に関する計画（土地利用、担い手の確保、地域活性化に関する計画等）を策定し、その実施に取り組む。

府は、市町村等と連携して、協議会が実施する取組みを支援する。

### 【制度イメージ】



### 改正趣旨

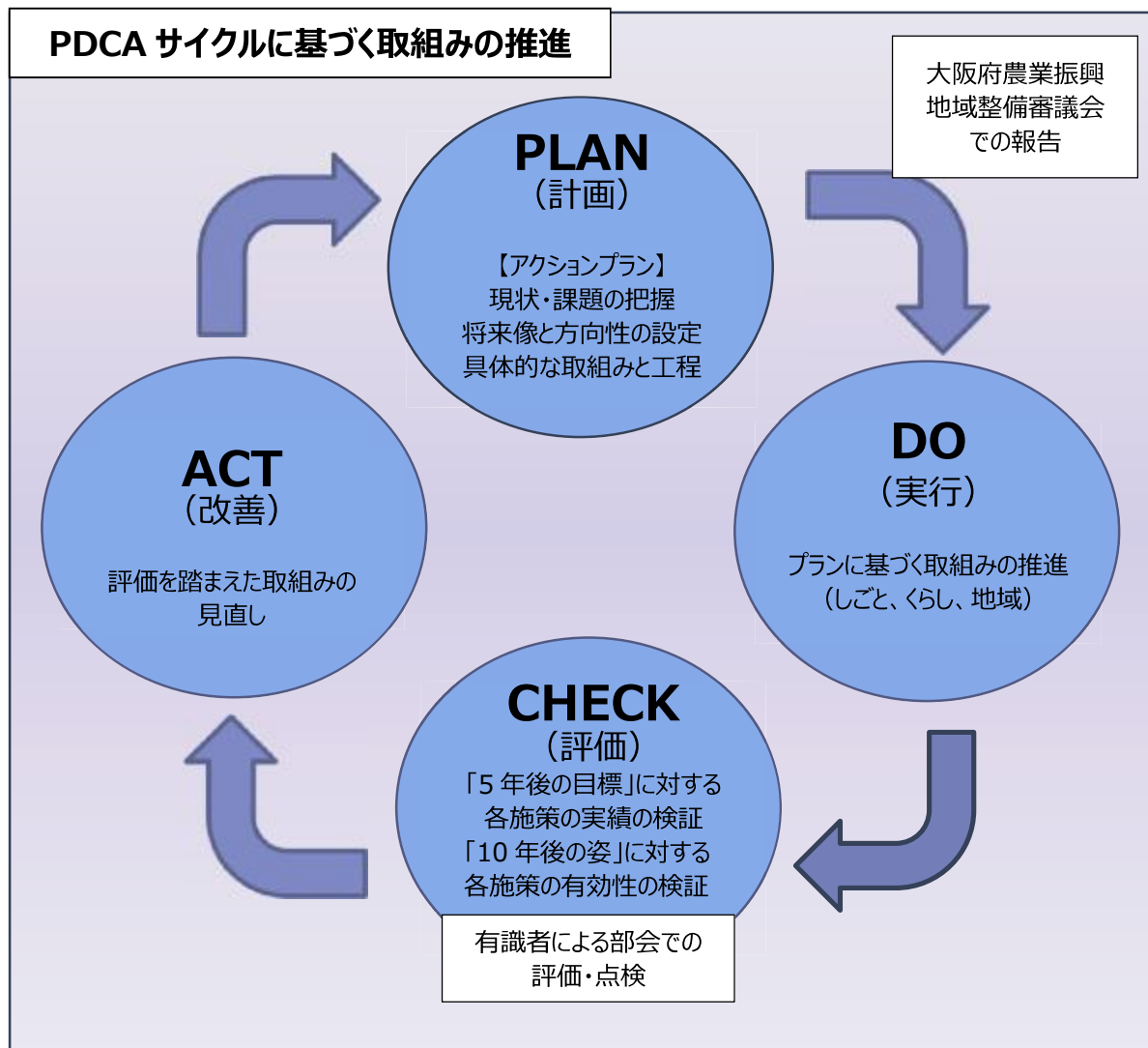
- ◆ 農地の遊休化が進む前に地域単位の取組へと転換し、地域の実情に沿った計画的な農地利用を進める制度へ見直す  
⇒ 本制度の見直しに伴う条例の一部改正

## VII プランの進行管理

このアクションプランに基づく取組みを進めていくにあたっては、毎年、目標に対する実績の検証を行います。検証には、外部の有識者等の意見も含めた評価・点検を行うとともに、社会情勢の変化も踏まえ、必要に応じて、施策の見直しや新たな施策の検討などを行います。

具体的には、大阪府農業振興地域整備審議会<sup>(\*)</sup>に評価・点検するための部会を設置し、各取組の「5年後の目標」に対する実績について毎年度、「評価」いただきます。その評価と国の新たな制度や施策を踏まえ、「改善」、「計画」を行ない、その内容を審議会に報告し、「実行」するPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。さらに評価の際には「10年後の姿」に対する各施策の有効性についても併せて検証し、改善、計画につなげていきます。

都市農業振興基本法及び国の都市農業振興基本計画に基づいて、今後国から示される制度や施策についても、このサイクルの中で検討し、適宜取り込んでいきます。



# 大阪府農業振興地域整備審議会 おおさか農政アクションプラン評価・点検部会 運営要領

## 第1 趣旨

この要領は、大阪府農業振興地域整備審議会規則（平成24年大阪府規則第250号。以下「規則」という。）第六条第1項の規定により、大阪府農業振興地域整備審議会（以下「審議会」という。）に設置するおおさか農政アクションプラン評価・点検部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

## 第2 所掌事項等

部会は、次の事項について調査審議する。

- (1) おおさか農政アクションプランの評価・点検に関すること
- (2) その他大阪農業の振興に関すること

## 第3 組織

- (1) 部会は、規則第六条第2項の規定により、会長が指名する者3名程度で組織する。但し、うち1名は大阪府農業振興地域整備審議会委員の職にある者とする。
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、規則第六条第3項の規定により、会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## 第4 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 第2の(1)、(2)に係る部会の決議については、規則第六条第5項に定めるところにより、審議会の決議とする。
- (5) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

## 第5 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

## 附 則

この要領は、平成30年4月11日から施行する。

大阪府農業振興地域整備審議会今後の大阪農業・農空間のあり方検討部会委員名簿

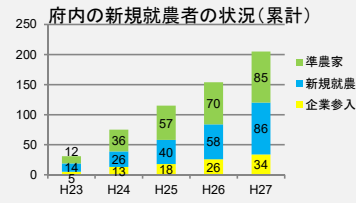
氏 名	役 職	備 考
増田 昇	大阪府立大学大学院教授	審議会会長
藤田 武弘	和歌山大学観光学部 教授	専門委員
和田 聡子	大阪学院大学経済学部 教授	専門委員

～大阪府・大阪農業振興サポートセンターの共同事業～

資料3-3

事業の目的

- ・大阪農業の成長産業化に向け、農業生産の中軸を担う農業者の育成が重要。
  - ・2015年農林業センサスでも1,500万円以上を販売する農業者は増加。
  - ・大阪の主力農業者の6割、うち若手農家では8割が規模拡大の意向
  - ・規模拡大に必要な条件として「農地確保」、「販路拡大」等につき、「雇用の確保」が課題
  - ・また、新規就農希望者も多いが、就農にたどり着けるケースは非常に少ない
- 都市農業のメリットをいかし、経営感覚に優れた農業者を育成し、農業所得の拡大、大阪農業の成長産業化を図るため、農業関係団体や民間企業の連携のもと、以下の支援策を実施



- ①経営マインドの強化、高度な農業経営手法の習得のため、農業ビジネススクール「大阪アグリアカデミア」を開講
- ②農業経営コンサルタントを派遣し普及指導員とのマンツーマン指導による3年後の販売金額倍増を実現
- ③農業者のチャレンジ意欲の喚起、プレゼン能力の向上を目指すビジネスプランコンテスト「おおさかNo-1グランプリ」の開催
- ④戦略的農産物の生産拡大を支援するため、就農希望者と雇用を活用する農業者とのマッチング・研修を実施
- ⑤高度な栽培・経営技術を短期間で習得し、独立自営就農を実現する「新規就農村」の開設

推進体制

- ・農業団体や民間企業からの幅広い観点から事業実施に関する意見を求めるため、「農の成長産業化推進会議」を設置

農の成長産業化推進会議

- ◎農政室 ◎JA大阪中央会
  - ◎大阪府環境農林水産総合研究所農業大学校
  - ◎大阪府農業会議 ◎大阪府みどり公社
  - ◎日本政策金融公庫大阪支店
  - ◎協賛企業、専門家等
- (平成28年4月26日設立)



大阪アグリアカデミア

【概要】

農業経営者等の経営能力を高め、農業販売額の拡大を図るため農業ビジネススクールを開設。



- (1)リーダー養成コース 定員20名
- (2)スタートアップコース 定員20名

事業実施主体：大阪府みどり公社

【運営方針】

- ・大阪農業の特色を踏まえた実践型のビジネススクール
- ・育成ステージに応じたカリキュラム構成
- ・経営プランの策定、発表

【実施方法】

- ・講義は都心・夜間で実施
- ・受講生はエントリーシートと面談により選抜

【H30年度実績】

- スタートアップコース 15名(うち経営プラン策定11名)
- 「野菜を通して感動を」「ICTを活用した農業経営」「安定的な生産をめざす」等
- リーダー養成コース 16名(うち経営プラン策定15名)
- 「軟弱野菜の規模拡大とブランディング」「ジョブカードを活用した従業員の育成」「農家レストラン(農ベルジュ)」「農園の強みを活かした経営戦略」等

コンサルプロジェクト

【概要】

経営コンサルタントによる経営支援・年間20名を3年間サポート

【運営方針】

- ・農家カルテを作成し、PDCAサイクルを構築。
- ・販売金額3割アップを目指す。
- ・1,000万円を販売する年間20名の農業者等を対象に、年間6回程度で3年間継続指導

【実施内容】

- ・専門家：委託業者から提案し、府と調整の上決定(中小企業診断士、税理士、ビジネスコンサルタント等)
- ・指導体制：専門家と普及指導員が連携し、経営内容の分析・改善指導等を実施。
- ・成功事例の発信：委託業者が作成した事例集を普及指導員が活用し、優良事例の横展開により経営強化を支援

【H30年度実績】

- 派遣対象農業者48名(H29からの継続29名、H30新規19名)
- 専門家18名(税理士・会計士・中小企業診断士・社労士・デザイナー等)、延べ派遣回数約200回
- 経営改善内容  
「経営ビジョンの策定」、「農園のブランディング」、「施設導入に向けた経営分析」、「法人化」、「雇用導入に向けた作業のマニュアル化」等

チャレンジプロポザル

【概要】

農業経営強化プランのコンテストを実施



【運営方針】

- ・農業者自身の経営意欲を喚起
- ・これからの農業者に求められる能力(企画力・発想力)を高める
- ・資金提供により経営強化を応援(民間企業が応援する仕組み)
- ・ファイナルは全国農業青年交換大会とコラボ開催

【実施内容】

- ・参加意欲のある農業者を広く募集し、一次選考(書類)、二次選考(プレゼン)を経て7名のファイナル出場者を決定
- ・ファイナルは農業者がプレゼンテーションを行い、表彰
- ・優秀者には実現資金(計300万程度)を提供し、受賞者には資材もしくは企業からのサービス等を提供。
- ※選考基準：先駆性、普及性、実現性等。

【H30年度実績】

- 応募状況：エントリー18件、1次選考合格12件、2次選考合格7件
- 上位入賞者  
グランプリ：イチジク革命(羽曳野市・藤井貴司)  
準グランプリ：FARMACY JUICE六次産業化で野菜をヘルスケア市場へ(箕面市・大西千晶氏)  
特別賞：新規就農促進支援計画～Disciple farm systemの構築～(富田田市・浅岡弘二氏)



戦略的人材マッチング

【概要】

・戦略的農産物の生産拡大を目指す農業者の雇用を支援

【実施内容】

- ・労働力確保戦略センターの設置(平成29年5月)
- ・労働力等の確保・育成
- ・雇用就農希望者の募集及び農業者による研修実施
- ・労働力等のデータベース化及び農業者へのマッチング
- ・農業者の規模拡大誘導

【H30年度実績】

- 第1回マッチング面談会(H30.8.25)参加者  
人材確保を望む農業者8名、雇用就農希望者16名 ⇒ マッチング成立 2組
- 第2回マッチング面談会(H31.2.16)参加者  
人材確保を望む農業者9名、雇用就農希望者11名 ⇒ マッチングに向け 調整中 5組
- 戦略型雇用研修の実施 1件(羽曳野市、3月に5.5日間実施)

新規就農村

【概要】

・新規就農希望者の着実な就農に向けた研修の場の提供  
・自らの適正を見極め、一定の技術力を習得し、農業者とのパイプをつくる

【実施内容】

- ・研修農地を確保(50a程度)し、受講生(20名)に対して、技術研修や先進農家による指導、農地や農家への高度な技術研修をあっせん



【H30年度実績】

- 研修終了後の動向(修了生19名)
- ・独立就農(予定含む) 4名
- ・雇用就農 2名
- ・市民農園の管理者から就農を目指す 2名
- ・自分なりに農業に関わる 7名
- ・準農家制度を申請 2名
- ・ビジネスで農業に関わる 1名
- ・農福連携として関わる 1名

## 農業被害の状況等

**被害金額116.6億円、被害面積266ha**

### ○施設被害状況:69.3億円

ハウス被害54.8億円(178ha)→ 府内ハウス面積の1/3以上が被災

その他施設(農小屋、畜舎等)14.5億円

### ○農産物の直接の被害状況: 2.3億円(88ha)

水なす(株損傷による出荷不能)

みつば・きゅうり(ハウス倒壊による栽培継続不能)

いちじく(風すれによる出荷不能)

等

### ○作付け不可能となる農産物の逸失金額

45億円



水なすの被害(泉佐野市)



いちじくの樹体被害(河南町)

台風21号により甚大な被害を受けたビニールハウス等について、被害の軽微なハウスの修繕を優先的に進めるなど次作に向けて努力。

しかし、ハウスの建て直しは、施工業者不足等により全体的に進んでいない。

多くの農家においては、被害の無かったハウスや露地栽培を組み合わせるなどにより、経営の再建を図っている。



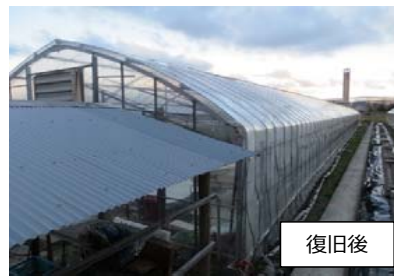
パイプハウス(岸和田市)



撤去後(露地栽培)



鉄骨ハウス(貝塚市)



復旧後

## 農業生産への影響等(農業用ハウスが大きな被害を受けた軟弱野菜や水なすなどについて考察)

### ●軟弱野菜の考察:

しゅんぎく、みずな、こまつなの合計出荷量について、台風直後は出荷量が減少したものの、台風後に露地で栽培を始めたものが収穫できる11月、12月は前年並み以上に回復。しかし、ハウス栽培が中心となる1月から2月は減少。

	H30年 9~10月	H30年 11~12月	H31年 1~2月
対前年比	80%	115%	84%

●水なすの考察:ハウスの約7割が被害を受け、修繕等に努められているものの、ハウスでのH31年産の作付けは前年比80%程度と減少する見込み。

## 本格復旧に向けて

### ◆被災農業者向け経営体育成支援事業 →本事業の予算を平成31年度まで繰り越して対応

○事業概要:被災したビニールハウスや農小屋・畜舎の撤去・建て直しを支援する市町村への補助

○総事業費:6,120百万円 ○助成対象者数:1,518経営体

○ハウスの再建・修繕:98ha、1,329件

○農小屋等:1,161件 ○畜舎等:40件 ○撤去:903件

### ◆大阪版被災農業者無利子融資事業

○事業概要:被災された農業者のビニールハウス等の施設の復旧、経営再開までの運転資金に対し、JAバンク大阪との協力のもと、無利子融資を行う。

○対象者 り災証明書が交付されている府内の認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、大阪版認定農業者

○融資条件

ア 融資額:個人、法人とも1,800万円以内 イ 借入期間:10年以内(うち据置3年以内)

ウ 貸付金利:0% ※ 融資機関による審査が必要。

○申込受付期間(延長後) 平成32年3月31日(火曜日)まで

### ●施工業者等の人材の確保

・ハウス等園芸資材のメーカー等で構成する日本施設園芸協会やJAグループなどに対し、府内における工事の早期着手に向け、人材の確保等について要望(H30.12)

### ●共同施工による自力再建の促進

・JAと連携し、農家自らが施工するハウス再建工事にかかる技術的な講習会を開催(H31.3)

・府の働きかけにより、農家が相互に協力し自力でハウス再建を担う組織体が設立(貝塚市)

## 災害対応力の強化に向けて

### ◆農業用ハウス強靱化緊急対策事業

○老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ビニールハウスについて、被害防止技術講習会の開催やハウスの補強ポイントなどを示した災害被害防止マニュアルの作成を行う。



現状

- ・府内には、10,730箇所（全国第4位、平成30年4月時点）のため池が存在
- ・平成25年度に実施した満水面積600㎡以上のため池の点検結果を踏まえ、万一、決壊した場合に下流への影響が大きいため池と老朽度が高いため池（836箇所）を「防災重点ため池」に選定。
- ・「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」を平成27年度に策定し、従来のハード対策に耐震診断やため池ハザードマップ等のソフト対策を組み合わせ、ため池の防災・減災対策を総合的に実施。

大阪府ため池防災・減災アクションプラン（平成27年11月）

満水面積600㎡以上のため池：2,142箇所 【計画期間】平成27年度～平成36年度（10年間）

防災重点ため池 836箇所	主な対策内容
下流への影響が大きいため池	耐震診断、ハザードマップ作成、簡易テレメータ設置
老朽度が高いため池	老朽ため池改修

背景

- 平成30年7月豪雨により、西日本を中心に多くのため池が決壊し、防災重点ため池でない小規模なため池で甚大な被害が生じた。
- 農林水産省では、被害状況を踏まえ、「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」を平成30年11月に策定し、これまで都道府県の裁量としていた防災重点ため池の選定基準を統一するとともに、今後の対策方針を取りまとめた。

平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方（平成30年11月）

<防災重点ため池選定基準>

- ・決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が1戸以上存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。

<対策方針>

- ・豪雨及び耐震対策の総合的な整備に加え、利用状況に応じたため池の統廃合、廃止等を推進。
- ・全ての防災重点ため池の情報管理及び緊急連絡体制の整備など、災害時の迅速な避難行動につなげる取組みの強化。
- ・水位計等による監視体制の強化。

- 府内でも、平成30年7月豪雨により、多くのため池が被災。
- 平成30年8月末までに、下流の家屋や公共施設等に被害を与える可能性のあるため池の緊急点検を実施し、被災状況を確認。
- 近年のため池被害の状況や国の動向を踏まえ、今後、府においても満水面積600㎡未満のため池に対する詳細調査や、万一、決壊した場合の下流への影響の把握と必要な対策を実施。



平成30年7月豪雨により被災したため池

取組み内容

緊急ため池調査（平成31～32年度）

【H31予算要求額 351百万円】、【H30補正予算（国補正対応）126百万円】（国費100%）

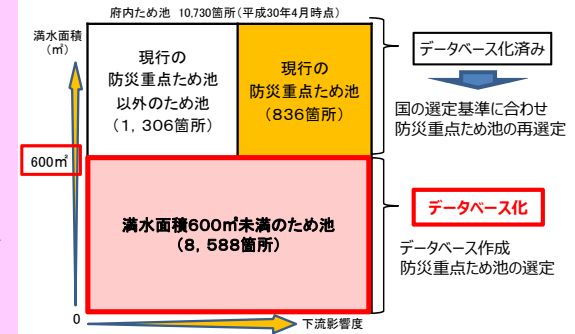
既にデータベース化されている満水面積600㎡以上のため池（2,142箇所）を除く、府内全てのため池の下流影響度等を調査し、データベース化する。

◆ため池データベースの構築

ため池の利用状況、老朽度、管理者等を調査し、府内全てのため池のデータベースを構築。

◆浸水想定区域図の作成

万一、ため池が決壊した場合の浸水想定区域図を作成し、下流への影響を把握。



▶ため池防災・減災アクションプランへの反映（平成31～32年度）

●防災重点ため池の追加

現在の防災重点ため池（836箇所）に、国の新たな選定基準により選定する防災重点ため池を追加。

※平成31年5月末までに新たな防災重点ため池の概数を把握。

●豪雨及び耐震対策への反映

追加した防災重点ため池に対する防災・減災対策の検討。  
ため池簡易テレメータ等によるため池の監視体制の強化。

●ため池統廃合や廃止の検討

利用状況や下流影響度等を考慮した、ため池の統廃合や廃止の検討。

監視体制の強化【H31予算要求額 138百万円】（国費100%）

◆ため池防災テレメータの設置（7箇所）

ため池の水位や雨量をリアルタイムで監視でき、無停電対策を講じたため池防災テレメータの設置を推進。（既設置箇所数：110箇所）

◆ため池防災テレメータの無停電対策（90箇所）

災害時にも、ため池の水位や雨量の観測データの継続した監視を可能とするため、対策が必要な全てのため池防災テレメータの無停電対策を実施。



ため池防災テレメータ

自然災害から府民の生命・財産を守るため、全てのため池の現状を把握し、ため池の防災・減災対策を強化